



### 3 異議申立人の主張

- (1) 趣旨 本件処分を取り消し、不開示決定を求める。
- (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに口頭による意見陳述をもって主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 島根県及び隣接地所有者の異議申立人が協議を行い、合意により取り交わした境界確定協議書等の内容に開示請求者は反発しており、本件公文書をこれらの内容を覆す材料として使用することが推測されることから、本件公文書が開示されると、異議申立人の権利利益を害することが想定され、条例第7条第2号に規定する個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから、不開示とするべきである。

イ 正規の手続により境界が決定されたにもかかわらず、開示請求者は境界確定協議書の内容に不満を持っていることから、島根県が行った境界確定の調査の内容がみだりに開示されると、不適正なクレーム等に使用されることが想定され、条例第3条の実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとする規定及び条例第4条の公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならないとする規定に違反することから、不開示とするべきである。

ウ ア及びイのおそれがある状況において、本件公文書が開示されることは、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号に該当することから、不開示とするべきである。

### 4 実施機関の主張

実施機関が本件処分に関して主張する要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書における特定の個人の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影は、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当するので不開示とする。
- (2) 本件公文書における上記以外の情報については、条例第7条各号のい

ずれにも該当しないので開示とする。

- (3) 開示又は不開示の判断は、本件公文書に記載されている事実に係る諸事情によるのではなく、条例第7条の規定に基づき行うべきであることから、当該規定に該当するか否かについて精査の上、本件公文書に記載されている上記の個人情報以外の部分については開示とする。
- (4) これらの理由から、本件処分は、妥当である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、境界確定申請に係る申請人の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影並びに境界確認調査の立会者の氏名等が記載されている。

### (2) 条例第3条の解釈及び適法性

条例第3条の規定は、公文書は原則開示であるが、個人情報については、いったん開示されると取り返しがつかないことから慎重に取り扱わなければならないという、この条例の解釈及び運用に当たっての実施機関の基本的な姿勢及び責務を明確にするための理念規定であり、条例第7条各号のように具体的な判断基準を示したものではない。よって、第3条の規定により情報を開示とするか否かを判断することとはならない。また、この情報公開制度は、個人情報の開示をすべて否定するものではなく、具体的には条例第7条第2号に該当するか否かで判断することになる。したがって、異議申立人の主張は当たらない。

### (3) 条例第4条の解釈及び適法性

条例第4条の規定は、公文書の開示を求める者は、適正な請求に努めること及び公文書の開示を受けた者は、その得た情報を適正に使用しなければならないという、この条例の運用に当たっての市民の責務を明確にするための理念規定である。よって、第4条の規定により情報を開示とするか否かを判断することとはならない。

そこで、当該開示請求は、条例に基づき適正に請求されたものであり、これにより得た情報が不適正に使用されるとする異議申立人の主張は憶測にすぎないことから、不適正に使用されるおそれがあることを根拠として開示請求が不適法なものであるとまではいえない。したがって、異議申立人の主張は当たらない。

### (4) 条例第7条第2号の該当性

異議申立人のいう権利利益の侵害とは、具体的にどのようなことをいうのかが明確でない。

また、境界は、法律に基づいて確定されたものであるから、境界確定に係る情報はむしろ明らかにされるべき性質のものであり、通常、特定の者の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。したがって、条例第7条第2号の該当性は認められない。

(5) 条例第7条第5号の該当性

条例第7条第5号の規定における情報とは、実施機関の意思形成過程における情報をいう。

本件公文書に係る情報は、昭和63年当時に決定されたものであることから意思形成過程における情報には当たらない。したがって、条例第7条第5号の該当性は認められない。

(6) 以上のとおりであるから、審査会の結論のとおり答申する。

(参考)

諮問第1号に関する審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成19年12月27日	実施機関からの諮問書を受理
平成20年1月31日	・経過説明 ・口頭意見陳述 ・実施機関からの意見聴取 ・審議
平成20年3月10日	審議
平成20年4月11日	書面審査（答申案の検討）
平成20年4月23日	実施機関に対し答申書を提出

(参考)

浜田市情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
吉 塚 徹	島根県立大学教授	会長
室 崎 武 子	人権擁護委員	職務代理者
亀 谷 利 幸	浜田市連合自治協議会会長	
名古田 薫	司法書士	
道 下 正 澄	行政相談委員	